

香芝市公告

香芝市自動車駐車場の指定管理者の指定について

香芝市自動車駐車場条例（平成25年条例第8号）第2条に規定する香芝市自動車駐車場の指定管理者について指定の期間を次のとおり延長したので、香芝市自動車駐車場条例第6条の規定を準用し、公告する。

令和6年3月28日

香芝市長 福岡 憲宏

- 1 管理を行わせる施設の所在地及び名称
香芝市瓦口2159番地
近鉄五位堂駅北自動車駐車場
2. 指定管理者である団体の所在地、名称及び代表者
東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズグループ
代表者 タイムズ24株式会社
代表取締役 西川 光一
- 3 指定の期間
変更前：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
変更後：令和3年4月1日から令和7年3月31日まで